

## 東京都の居住支援法人の新たな指定について

東京都では、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援、セーフティネット住宅の入居者への家賃債務保証などを行う法人を、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第59条に基づき、東京都の住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しています。

このたび、新たに1法人を指定しましたので、お知らせいたします。

### ＜新たに指定した居住支援法人＞

法人名	株式会社あどおん
法人の住所	東京都立川市上砂町四丁目23番33号
支援業務を行う事務所の所在地	東京都立川市上砂町四丁目23番33号

※ 居住支援法人制度の概要や法人一覧等は、こちらをご覧ください。

[https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/safety\\_net/shien/kyojushien](https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/safety_net/shien/kyojushien)



(問合せ先) 住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課  
直通 03-5388-3320